

新千里東町地域自治協議会と規約概要

— 平成24年4月22日 —

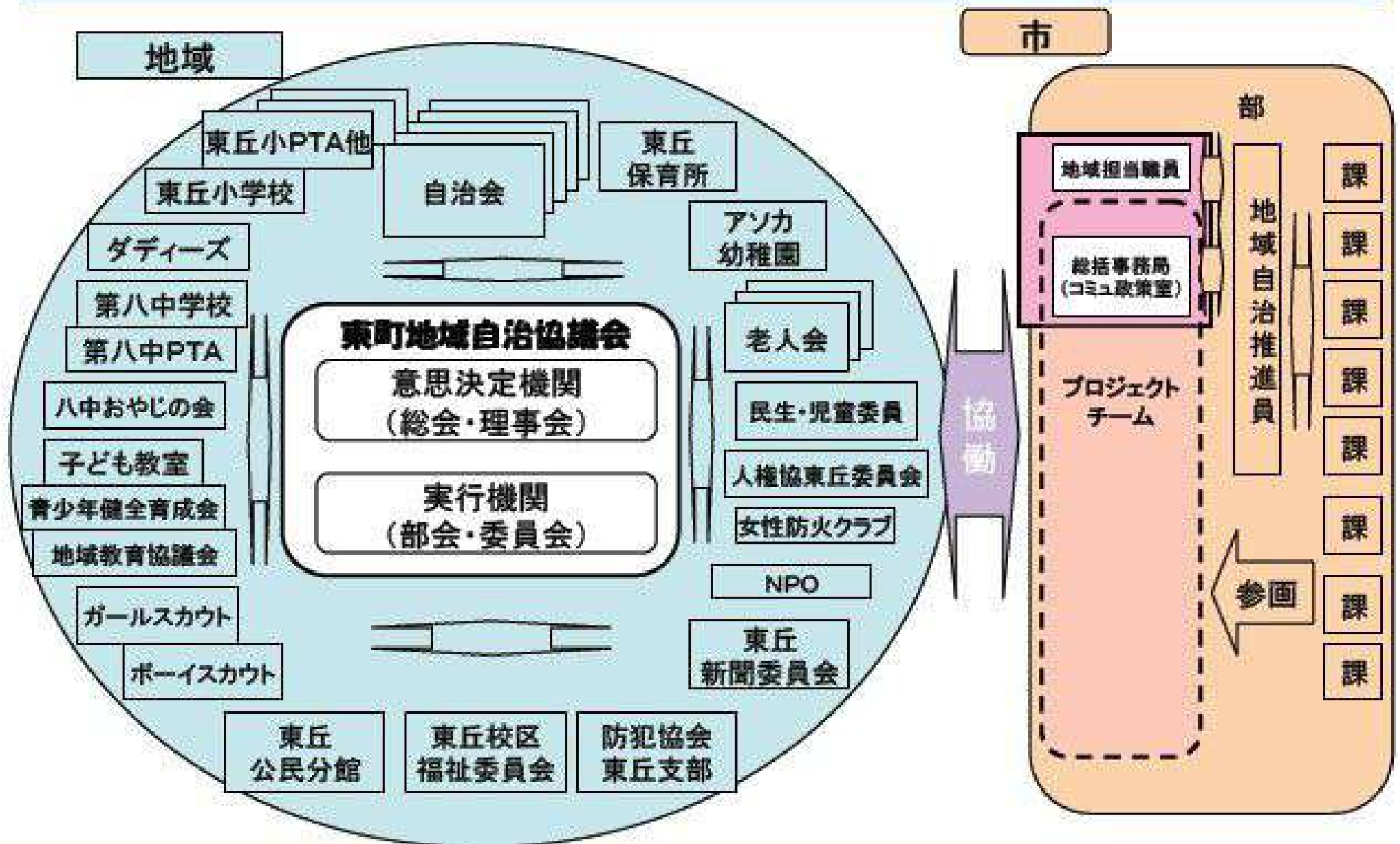
新千里東町地域自治準備委員会

もくじ

1. 東町地域自治システムの全体像
2. 東町地域自治協議会の役割
3. 東町ビジョン
4. 東町地域自治協議会規約
5. 東町地域自治協議会の組織
6. 東町地域自治協議会の組織構成
7. 東町地域自治協議会総会と代議員
8. 東町地域自治協議会の部会、委員会

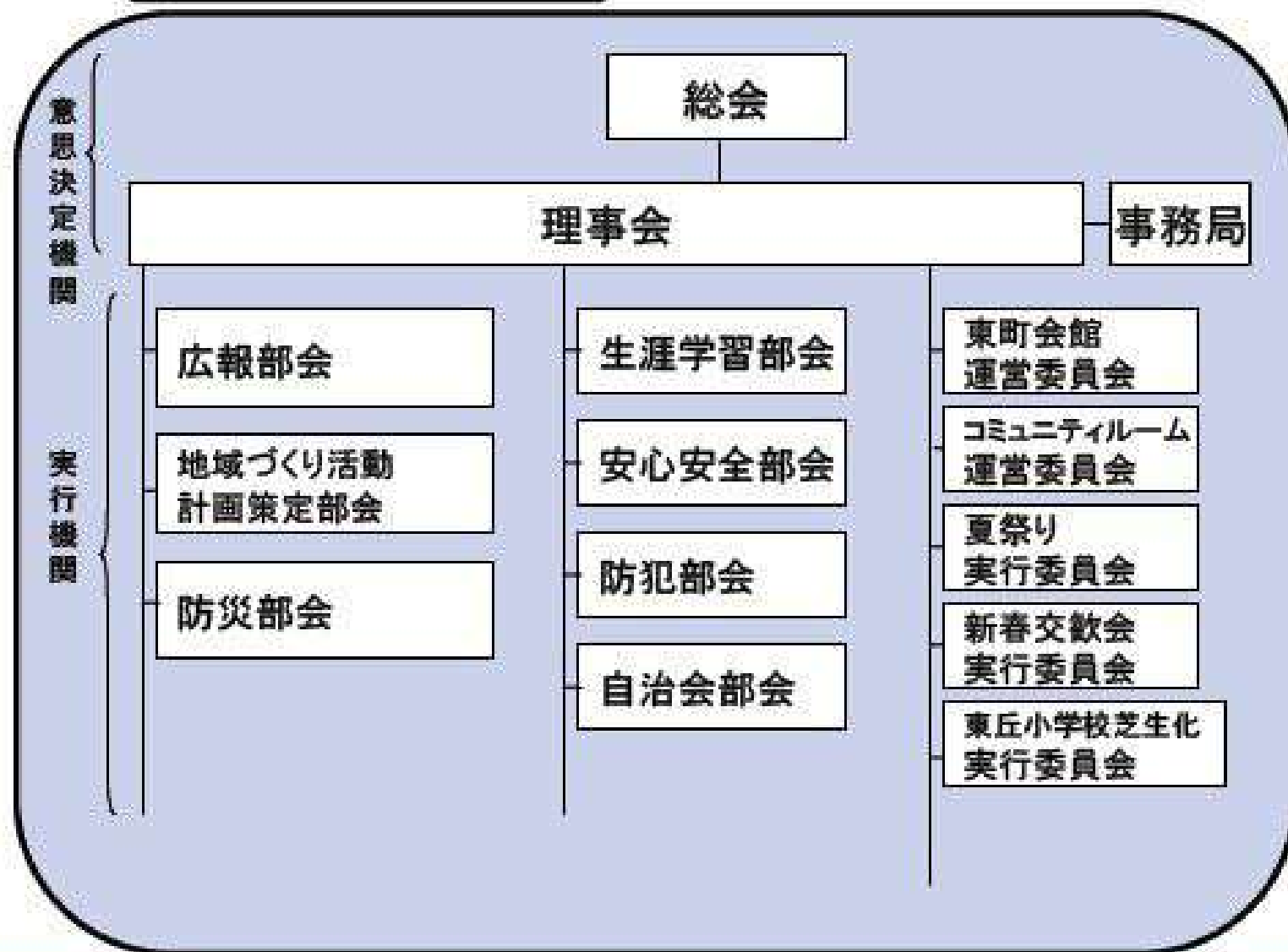
参考資料

1. 東町地域自治システムの全体像



東町地域自治協議会と東町の既存団体

東町地域自治協議会



東町の既存団体

校区福祉委員会

東丘公民分館

防犯東丘支部

新聞委員会

東丘小学校PTA

東丘小学校

東丘ダディースクラブ

あかしやの丘
シニアクラブ など

他 約40数団体

2. 東町地域自治協議会の役割

東町地域自治協議会の役割は、

- 東町のさまざまな団体の連絡・相互協力・連携の調整を行う。
- 東町ニーズを把握し、東町の課題を見出すことにより、東町の特성에応じた公共サービスを提供する。
- 東町を代表する、市との連絡調整・協働の窓口となる。
- 基礎的コミュニティ組織(自治会等)の規模では実施困難な課題に取り組む。

3. 東町ビジョン

●全体ビジョン

住んでみたい、住んで良かった、これからも住み続けたい東町

●テーマ別ビジョン

〔子育て〕:子どもがのびのび育ち、親が安心して育てることができる、それを家庭、地域、学校などが連携して支えるまちづくり

〔高齢者〕:高齢者が生き生きと活動し、孤立化しないさせない助け合うまちづくり

〔安全・防災〕:住民どうしのコミュニケーションを高め、安全安心に住み続けられ、防災、防犯の意識の高いまちづくり

〔住環境〕:みどり豊かな公園、ゆとりある住環境、にぎわう近隣センターで老いも若きも生き生きと活動するまちづくり

〔情報発信・交流〕:ていねいな情報発信で知りたい情報がすぐに伝わるまちづくり

〔担い手〕:日常のコミュニケーションから信頼関係が生まれ、まちのよさを知り自然と担い手が育まれ、若い世代が参加するまちづくり

4. 東町地域自治協議会規約

新千里東町地域自治協議会規約

第一章 総則

第二章 協議会メンバー

第三章 役員

第四章 会議

第五章 総会

第六章 理事会

第七章 部会及び委員会

第八章 事務局

第九章 経費、資産及び会計

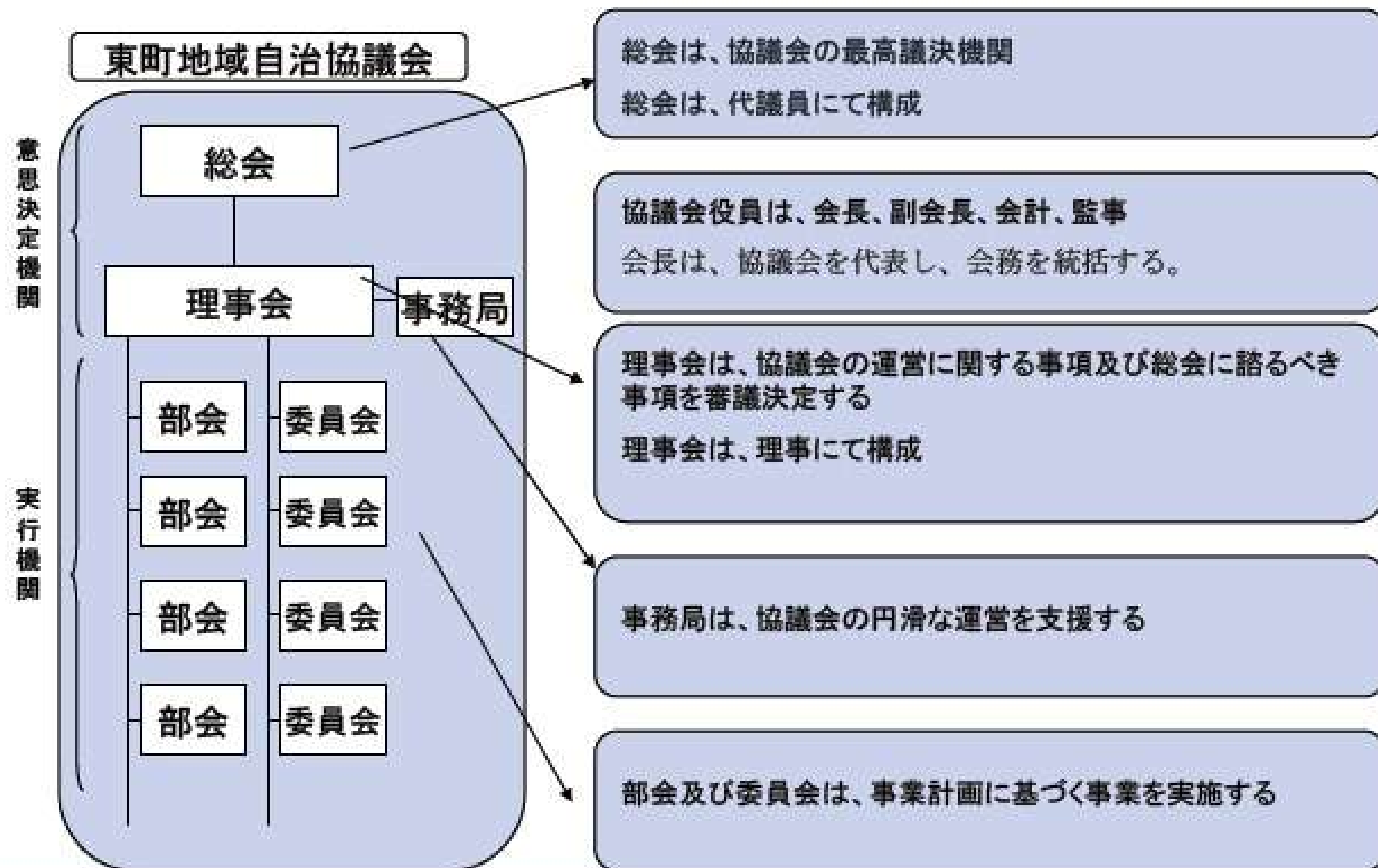
第十章 規約の変更及び解散

第十一章 雑則

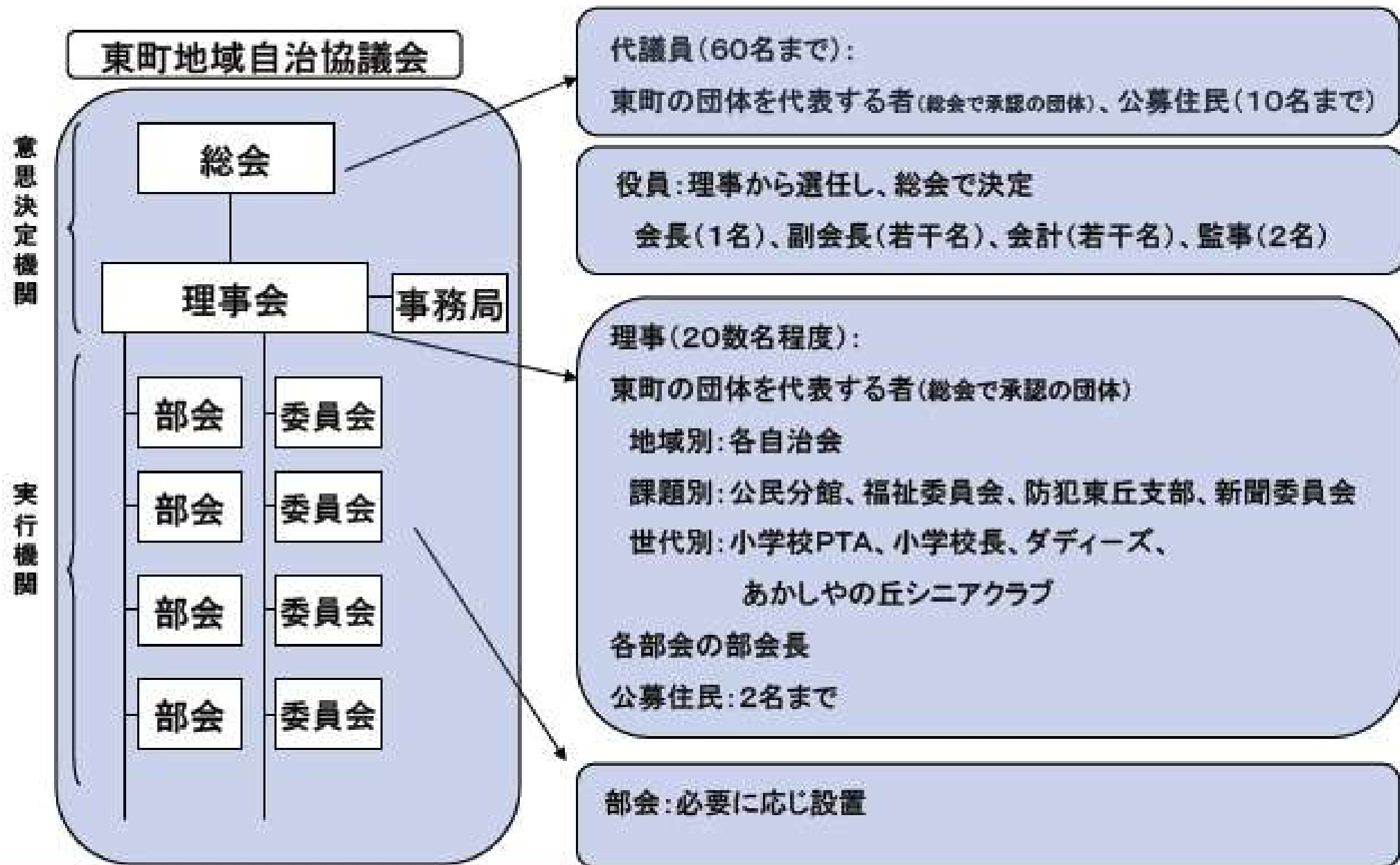
(目的)

第1条 地域住民がお互いに協力し交流を図りながら、地域に住まうすべての人々が安全安心に暮らしていけるよう、さまざまな課題について話し合い、解決に向けた取り組みを進め、「住んでみたい、住んでよかった、これからも住み続けたい東町」の実現をめざす。

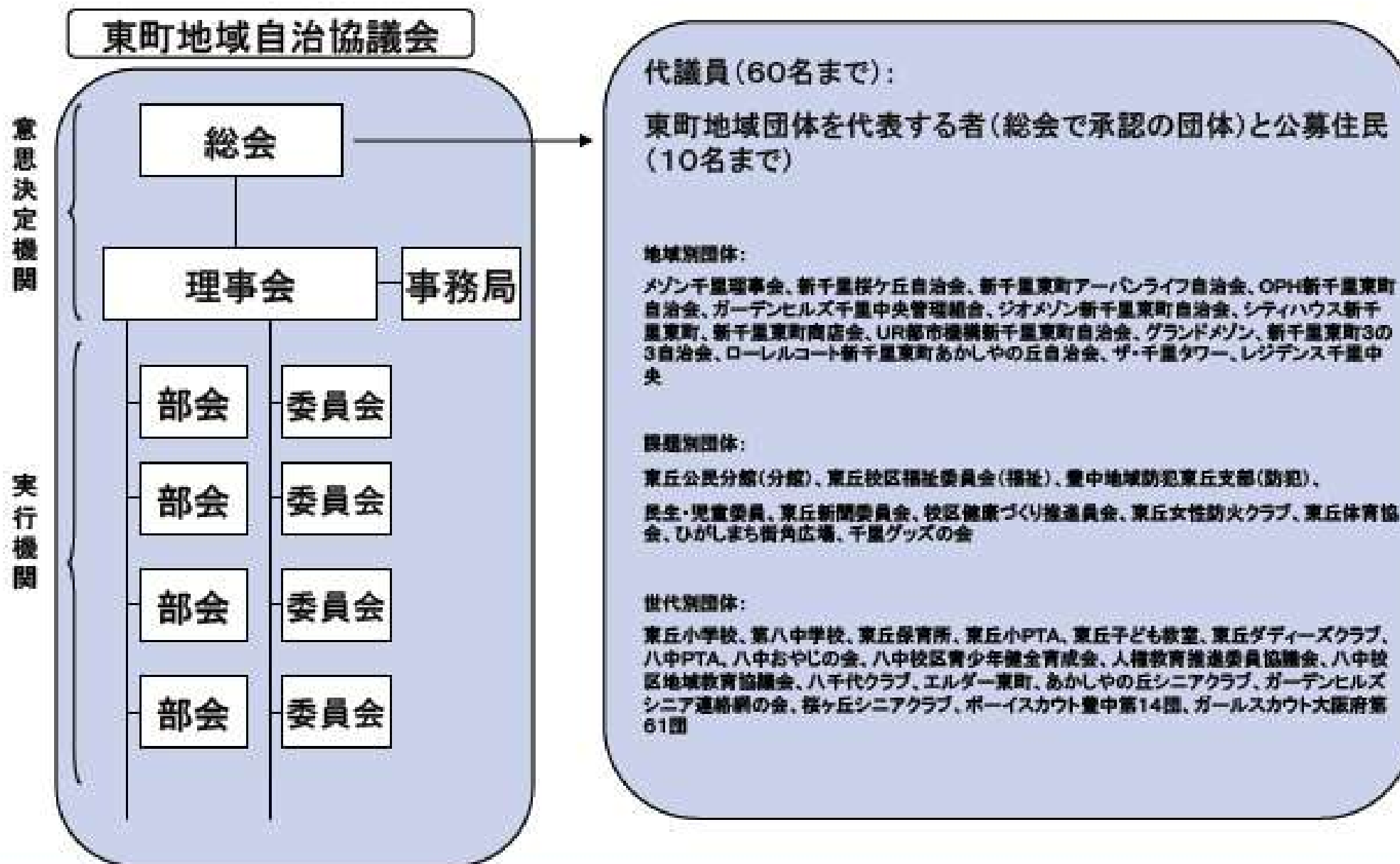
5. 東町地域自治協議会の組織



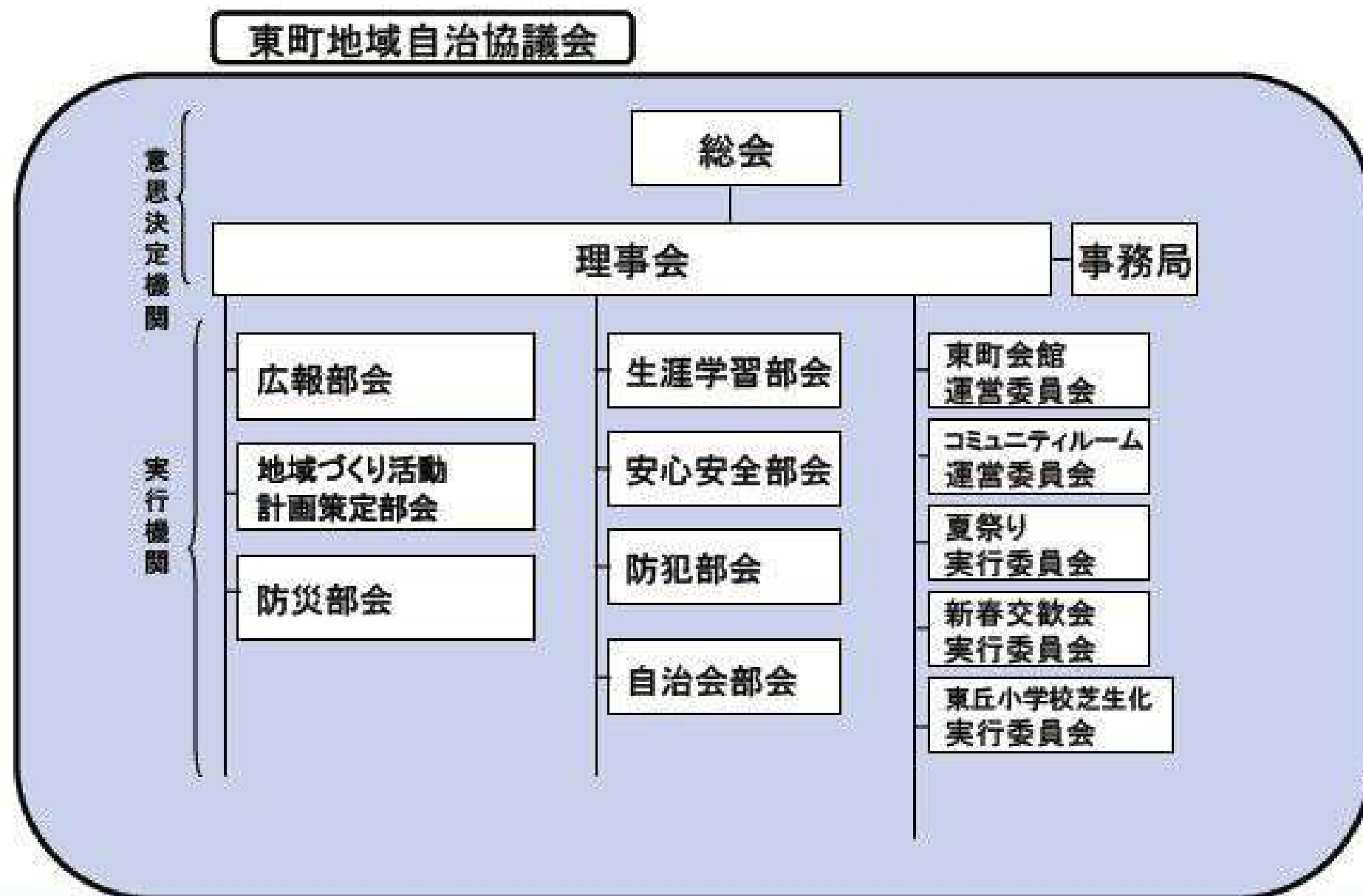
6. 東町地域自治協議会の組織構成



7. 東町地域自治協議会の代議員



8. 東町地域自治協議会の部会、委員会

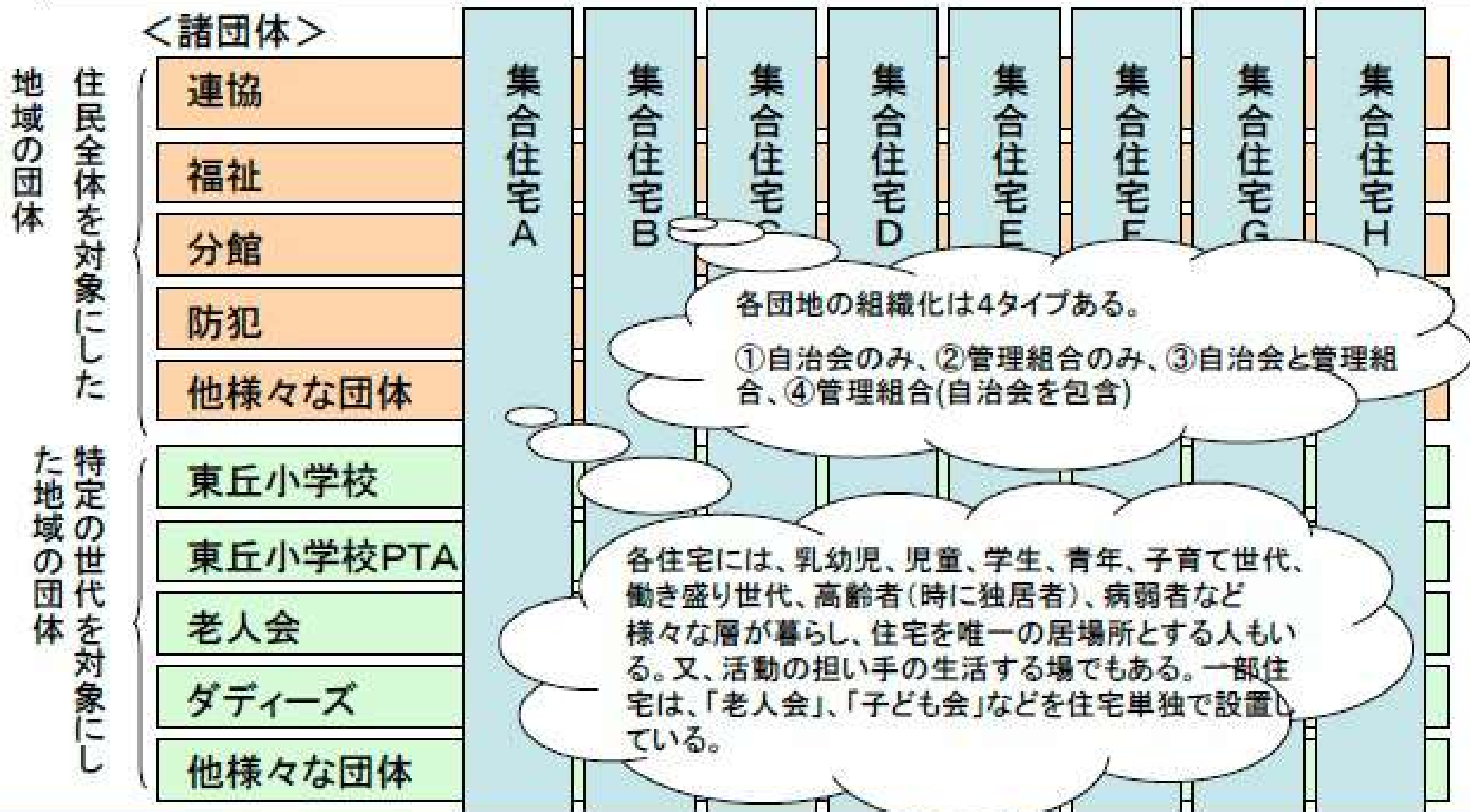


参考資料

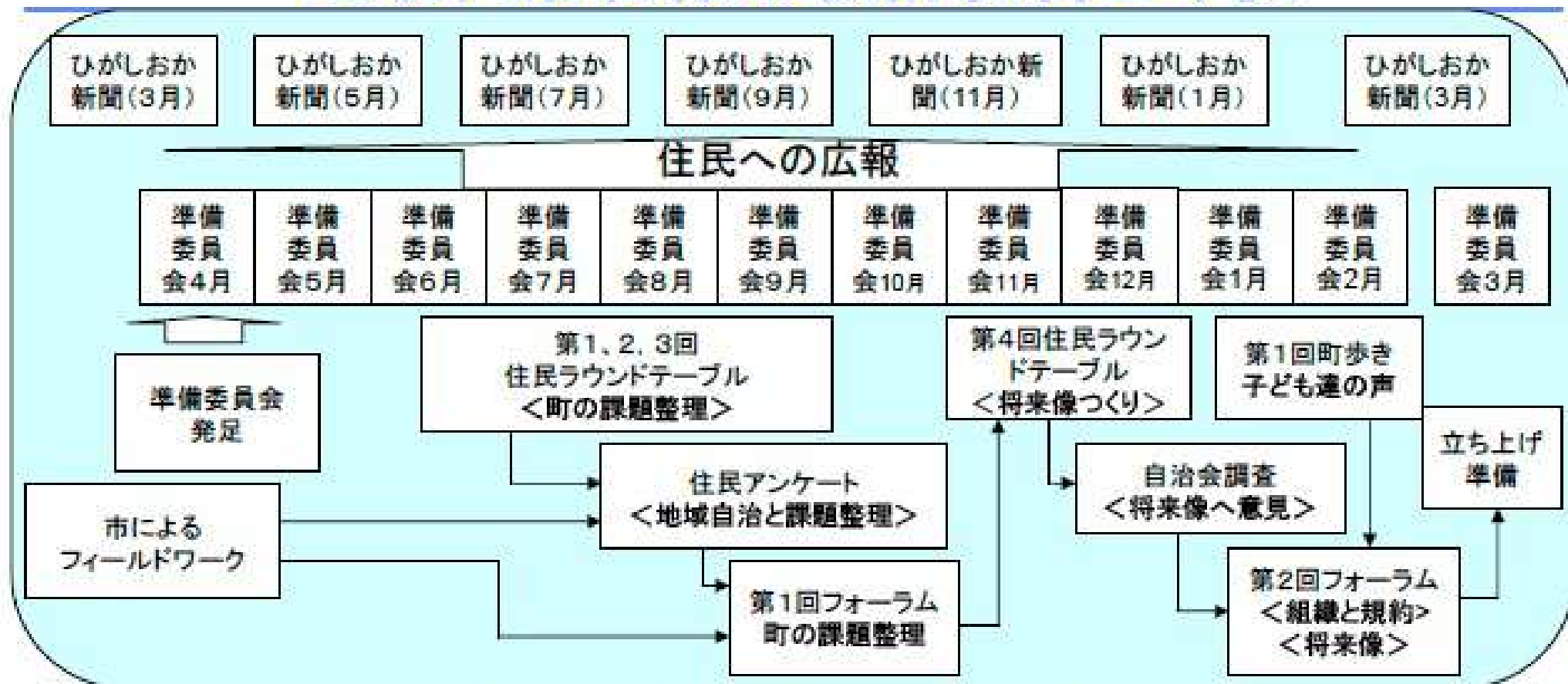
- ◆東町の集合住宅と諸団体との関係
- ◆地域自治組織の検討経緯と今後
- ◆部会、委員会の組織体制づくり
- ◆定期総会と代議員と理事の任期
- ◆地域防災
- ◆協議会が想定する防災での対象領域
- ◆防災部会の今後の検討項目(案)

東町の集合住宅と諸団体との関係

各集合住宅には、居住者の地域コミュニティに關与する自治会と、主に住宅の財産管理を担う管理組合がある。
 諸団体は、各住宅居住者の子育て、高齢者、情報伝達、安全・防災、住環境など担当分野別に支援活動をする。



地域自治組織の検討経緯と今後



今後は、...

地域自治へのスタートポイント



地域づくり計画策定・協議会部会活動

東町将来像(ビジョン)実現に向けて

ラウンドテーブル・フォーラム・町歩き

継続課題

- 担い手の拡大
- 市補助金の包括化
- 既存団体のかかわり方

部会、委員会の組織体制づくり

・部会の決定への考え方

・・・部会設置の手続き(次頁)

・・・部会の全体イメージと初年度設置部会を決定

・・・各部会の組織体制整備は、理事会が中心となり、設置手続きに従い調整し、組織体制、組織メンバーを整備する

・部会外の委員会の決定の考え方

・・・委員会設置の手続き(次頁の部会設置の手続きに準じる)

・・・既存委員会からの移行分はその組織体制や予算など当面既存組織で運用する

部会設置手続き



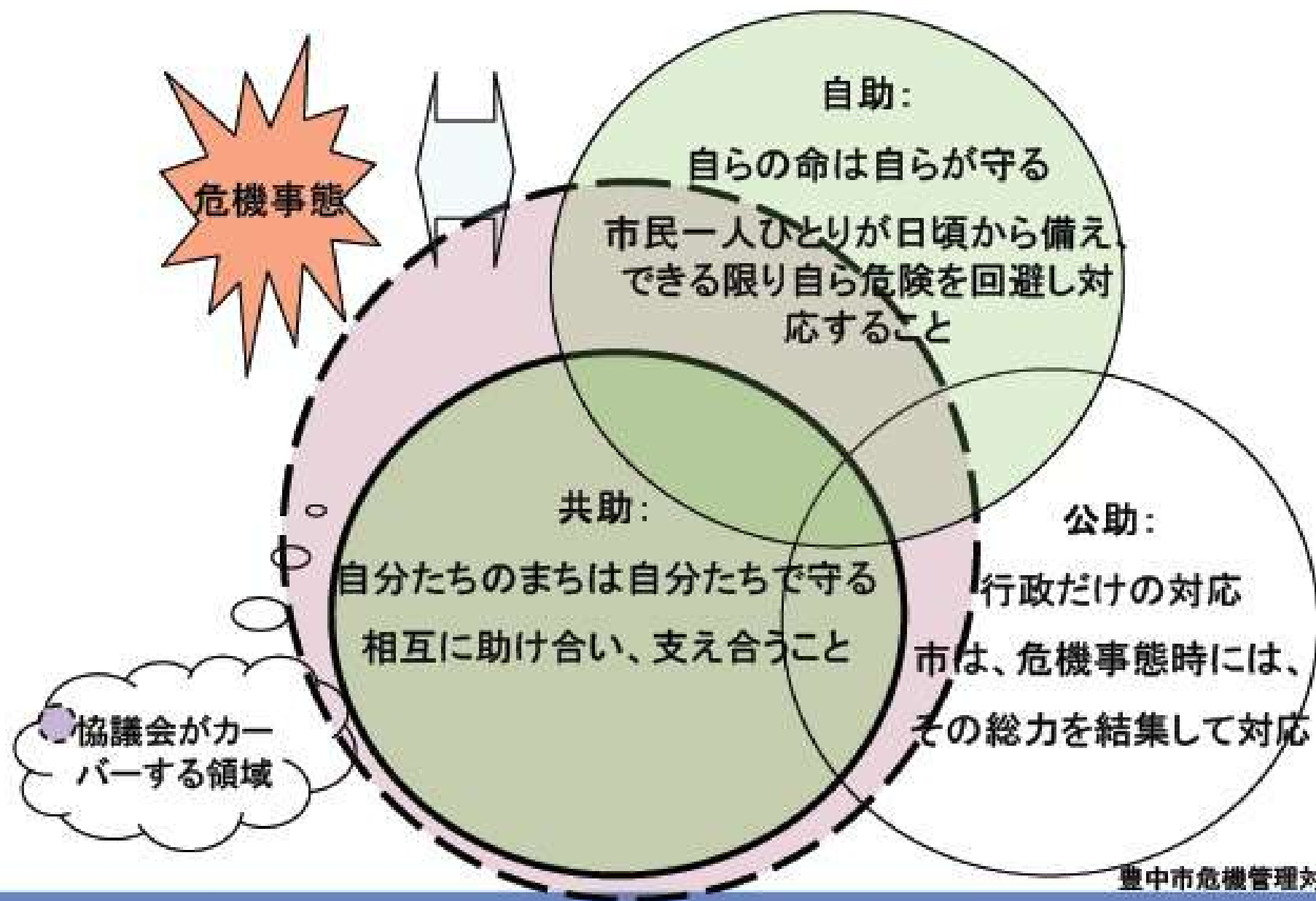
地域防災

豊中市危機管理対応方針より

<p>危機事態への 対応</p>	<p>危機事態への迅速かつ的確な対応を図るには、 自助：自らの命は自らが守る 共助：自分たちのまちは自分たちで守る 公助：行政による対応 の相互連携し、危機管理（危機事態への一連の活動）を強化する</p>
<p>市と市民等との 関係</p>	<p>市は、危機事態時には、その総力を結集して対応するが、行政だけの対応（公助）には限界があり、市民一人ひとりが日頃から備え、できる限り自ら危険を回避し対応すること（自助）、相互に助け合い、支え合うこと（共助）との相互連携が必要不可欠となる。このため、下記のとおり取り組みを進める。</p> <p>① 市は、平常時において出前講座などを通じて危機管理に関する知識・技術などの情報を提供し、危機事態に対する意識の啓発を図るものとする。</p> <p>② 市民や事業者による危機管理に係る自発的な取り組みに対する多面的な支援や広範な人的・物的ネットワークを有する事業者との協定締結などにより、地域での「共助」の基盤となる環境整備及び地域コミュニティや事業者との連携・協力の体制づくりを推進する。</p> <p>③ 危機事態時には、当該事態に関する情報や被害情報などの市民が必要とする情報について、あらゆる手段を活用し、迅速かつ的確に提供し、市民及び事業者の協力を得て避難や救援などの対応を行う。</p>

市民の役割	<p>① 市民は、自らの身を守るのは自分自身であることを認識し、平常時から様々な危機事態に備え、地域の危機管理に関する課題に関心を持ち、自ら建築物等の安全性の向上、食料等の備蓄等に心がけるとともに、危機管理に係る地域コミュニティによる自発的な活動(訓練や講座)などに積極的に参加するよう努める。</p> <p>② 市民は、地域ぐるみでの様々な取り組みが、安心・安全を守り育てていくことになることを認識し、地域コミュニティの活性化に努める。</p> <p>③ 危機事態時には、自らの安全を確保した上で、近隣住民相互の助け合いや、市との相互協力を努めるものとする。</p>
-------	--

協議会として想定する防災での対象領域



防災部会の今後の検討項目（案）

	検討項目	内容
①	危機管理啓蒙活動	防災イベント企画開催、防災テーマのラウンドテーブル開催布
②	自治会内危機管理体制	防災イベントに向け現状と課題整理、課題改善計画策定と実施
③	自治会内安否確認	防災イベントに向け現状と課題整理、課題改善計画策定と実施
④	自治会内ライフライン	防災イベントに向け現状と課題整理、課題改善計画策定と実施
⑤	自治会内危機管理訓練	各自治会内訓練を実施
⑥	地域危機管理体制	防災イベントに向け地域危機管理体制の検討と課題整理
⑦	地域安否確認	防災イベントに向け地域として全住民の安否体制の検討と課題整理
⑧	地域ライフライン	防災イベントに向け地域のライフラインの現状と課題整理
⑨	地域危機管理訓練	東町連携訓練を企画実施
⑩	地域危機管理会議	当協議会と市と地域事業者との危機管理についての会議を設置 初年度は協議会と市の危機管理会議を開催し、今後の会議体と上記推進への支援と連携について協議推進